○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字大渕九、二四の一、二五、字一色三〇、四八の二、一二〇の二の二、一二二の一、字ソウレン坊一三一一、字栗ノ田一六九七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県富士市江尾字大ヒラ一〇四〇の一の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四〇の一の二、一〇四〇の三三・字石尾根一〇四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四二の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大ヒラ一〇四〇の一の一・字石尾根一〇四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家三九九一、四〇〇九の一、四〇一九の四、四一九四の一、四一九五の一、四一九五の二、四一九六の一、四一九六の二、四二〇二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区横川字ウシロ沢三一五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区横川字光明沢二九一九の一、二九一九の三、二九二〇、二九二五の一・二九二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字黒牛ケ谷二九二二、字明星二九四六の一、二九四六の三、二九四七から二九五〇まで、字ミサゴノヤ二九五一から二九五三まで、二九五六の一、二九五六の二、二九五七、二九五八、字下カイト二九六三、字アラタ三一一三、字草刈谷三一二六、三一二七、三一二八の一、三一二九から三一三一まで、三一三四、三一三五、字松久保三一三七、三一三九、字ウシロ沢三一四四、三一四五、字天淵三一四七の一、三一四八、三一七六、三一八〇の一、三一八一、三二一二の一、字境ノ沢三一五四、三一五五、字下山三一五六の一、三一五七の一、字岩ワキ三一七三の二、三一七四の一、字ユリマキ三一七五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市上西之谷字下ノ沢一二五の一、一三二の一、一三二の二、一三三の一、一三四の一、字中山一七五の五、字柳久保三三九の二、三四二字綱倉沢三四八、三五〇の一の一、三五一、三五二の一、字山ノ神三五九の一、三六一の一、三六一の二、三六四、五七七から五七九まで、字堂ノ谷三六五、三六六、字アビ沢四九一の一、四九三の一、四九四の一、字中山五五六の一、五五六の三、五五六の四、五五六の一一、五五六の一五から五五六の一八まで、五五六の二〇、五五六の二一、五五六の二七、字大谷五七三の八、五七三の九、五七三の三二・五七三の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七三の三八、五七三の三九、字谷穴五八二、五八三の一、五八三の二、五八四、五八九の一、五八九の二、字大石場五八六の一から五八六の三まで、五九二、五九三の一、五九三の二、五九四の一から五九四の三まで、字フトバネ六〇一の一、六〇六の一、字中ノヲバネ七五四の一、字大平目七五八、字大平七五九、字トヲカイ沢七六〇の一、